平成２１年２月６日

各　　位

会 社 名　株式会社 小 野 測 器
代表者名　取締役社長　小野雅道
（コード番号 6858　東証第１部）
問合せ先　総務部長　　内藤正巳
電話番号　045-935-3888

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２１年２月６日開催の取締役会において，平成２１年３月２４日開催予定の第５５回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1)　今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条(目的)につきまして、事業目的を追加、変更するものであります。

(2)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

①　決済合理化法附則第６条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年１月５日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第９条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

②　「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

③　株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④　その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条　（省　略）	第１条　（現行のとおり）
第２条（目　的） 当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子計測機器の製造，販売 2. 電子応用機器の製造，販売 3. 電子制御装置およびその関連機器の製造，販売 4. 医療用機械器具の製造，販売 5. 前各号に係る情報処理システムのソフトウェア販売およびエンジニアリングサービス事業ならびに前各号に掲げる機器，装置の修理，保守，点検および検査 （新　設） 6. 前各号に掲げる機器，装置のレンタル業 7. 環境の調査および解析に関する事業 8. 損害保険代理業，自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する事業 9. 不動産の賃貸，仲介および管理に関する事業 10. 総合リース業 11. 旅行業 12. 広告代理業 13. 労働者派遣業 14. 前各号に附帯または関連する一切の事業	第２条（目　的） 当会社は，次の事業を営むことを目的とする。 1. 電子計測機器の製造，販売 2. 電子応用機器の製造，販売 3. 電子制御装置およびその関連機器の製造，販売 4. 医療用機械器具の製造，販売 5. 前各号に係る情報処理システムのソフトウェア販売およびエンジニアリングサービス事業ならびに前各号に掲げる装置，機械器具の設置工事，電気工事，修理，保守，点検，改造および検査 6. 前各号に係る建築物および内装仕上工事の設計，施工，監理 7. 前各号に掲げる機器，装置のレンタル業 8. 環境の調査および解析に関する事業 9. 損害保険代理業，自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する事業 10. 不動産の賃貸，仲介および管理に関する事業 11. 総合リース業 12. 旅行業 13. 広告代理業 14. 労働者派遣業 15. 前各号に附帯または関連する一切の事業
第３条 ～ 第５条　（省　略）	第３条 ～ 第５条　（現行のとおり）
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条 ～ 第８条　（省　略）	第６条 ～ 第８条　（現行のとおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第９条（株券の発行） 当会社は，株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず，当会社は，単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし，株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	（削　る）
第 10 条（単元未満株主の売渡請求） 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は，その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下，買増しという。）を当会社に請求することができる。	第９条（単元未満株主の売渡請求） 単元未満株式を有する株主は，その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下，買増しという。）を当会社に請求することができる。
第 11 条（単元未満株主の権利制限） 当会社の株主は，その有する単元未満株式について，次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利	第 10 条（単元未満株主の権利制限） 当会社の株主は，その有する単元未満株式について，次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利
第12条（株主名簿管理人） 当会社は，株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は，取締役会の決議によって選定し，公告する。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。），株券喪失登録簿および新株予約権原簿は，株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き，株主名簿，株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録，単元未満株式の買取り・買増し，その他株式ならびに新株予約権に関する事務は，株主名簿管理人に取扱わせ，当会社においては取扱わない。	第11条（株主名簿管理人） 当会社は，株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は，取締役会の決議によって選定し，公告する。

現　行　定　款	変　　更　　案
第13条　（省　略）	第12条　（現行のとおり）
第 14 条（株式取扱規程） 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿，株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録，単元未満株式の買取り・買増し，その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については，法令または本定款に定めるもののほか，取締役会において定める株式取扱規程による。	第 13 条（株式取扱規程） 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録，単元未満株式の買取り・買増し，その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料，株主の権利行使に際しての手続き等については，法令または本定款に定めるもののほか，取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第 15 条～第 19 条　（条文省略）	第 14 条～第 18 条　（現行のとおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第 20 条～第 30 条　（条文省略）	第 19 条～第 29 条　（現行のとおり）
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査役および監査役会
第 31 条～第 38 条　（条文省略）	第 30 条～第 37 条　（現行のとおり）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第 39 条～第 41 条　（条文省略）	第 38 条～第 40 条　（現行のとおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第 42 条～第 45 条　（条文省略）	第 41 条～第 44 条　（現行のとおり）
（新　設）	附則
（新　設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿は，株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き，株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ，当会社においては取扱わない。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は，法令または定款に定めるもののほか，取締役会において定める株式取扱規程による。
（新　設）	第３条　本附則第１条乃至本条は，2010年１月６日をもってこれを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成２１年３月２４日

定款変更の効力発生日　　平成２１年３月２４日

以　上